
AMT/NEWSLETTER

Fintech

2025年5月30日

資金決済に関する法律の一部を改正する法律案について —電子決済手段・暗号資産サービス仲介業の創設—

弁護士 河合 健 / 弁護士 長瀬 威志 / 弁護士 福井 崇人 / 弁護士 片山 智晶 / 弁護士 福山 和貴

Contents

- I. はじめに
- II. 背景
- III. 制度概要等
 - 1. 概論
 - 2. 電子決済手段・暗号資産サービス仲介業
 - 2-1. 「電子決済手段・暗号資産サービス仲介業」等の定義の新設
 - 2-2. 所属制
 - 2-3. 媒介の意義
 - 3. 参入規制
 - 4. 行為規制

I. はじめに

金融審議会「資金決済制度等に関するワーキング・グループ」は、全7回の討議を経て、送金・決済サービス及び暗号資産・電子決済手段(ステーブルコイン)に関する論点を内容とする報告¹(以下「本報告」という。)を2025年1月22日に公表した(本報告の内容については、[こちらの](#)ニュースレターを参照されたい。)。本報告を受けて、送金・決済サービス関連の規制の見直しや電子決済手段・暗号資産サービス仲介業の創設等を内容とする、「資金決済に関する法律の一部を改正する法律案」(以下「本改正法案」という。)が同年3月7日

¹ 金融審議会「資金決済制度等に関するワーキング・グループ報告」(2025年1月22日)

https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20250122/1.pdf

付で国会に提出された²。

本改正法案は、原則、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する、とされていることから(本改正法案附則1条)、例年どおり今期の通常国会の会期内に成立する場合には2026年前半に施行されることが予想される。

本ニュースレターにおいては、本改正法案のうち、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業の創設に焦点を宛てて解説を行う。

II. 背景

自ら暗号資産の売買又は交換(以下「売買等」という。)を行う当事者とならず、暗号資産交換業者とその顧客間で行われる暗号資産の売買等に関する場合であっても(例:ゲームアプリやアンホステッド・ウォレットの提供事業者が、暗号資産交換業者を紹介する場合など)、その態様次第では、当該関与は、資金決済に関する法律(以下「資金決済法」という。)上の「媒介」に該当し、同法に基づく暗号資産交換業者としての登録を受ける必要がある(同法63条の2及び2条15項2号)。電子決済手段の売買等に関する場合も同様で、その関与が「媒介」に該当するときは電子決済手段等取引業者としての登録を受ける必要がある(同法62条の3及び2条10項2号)。

そして、電子決済手段等取引業者や暗号資産交換業者(総称して、以下「電子決済手段等取引業者等」という。)に対しては、資金決済法上、一定の財産的基礎等を求められる財務規制や利用者財産の分別管理義務³が課されるほか、犯罪による収益の移転防止に関する法律(以下「犯収法」という。)上の取引時確認義務等が課される。

このように、電子決済手段又は暗号資産(総称して、以下「電子決済手段等」という。)の売買等の当事者とならず、また、利用者財産(金銭/電子決済手段等)の預託を受けずに、当該売買等の「媒介」のみを行う場合であっても、現行法上は、上述の厳格な義務等が課されることとなる。本報告では、このような現行法上の規制枠組みに対して、当該「媒介」のみを行う事業者にとって過度の負担となる側面があると指摘され、さらに、事業者の特性に応じた規制を柔軟かつ過不足なく整備する観点から、イノベーションの促進と利用者保護を両立するために、新たな仲介業を創設することが提案された。

そこで、本報告を受けて、本改正法案では、電子決済手段等取引業者等及び利用者間の電子決済手段等の売買等について「媒介」のみを行う仲介業として、新たに電子決済手段・暗号資産サービス仲介業が創設されている。

III. 電子決済手段・暗号資産サービス仲介業の制度概要

1. 概論

改正資金決済法案(本改正法案のうち資金決済法の改正案をいう。以下同様とする。)において、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業の制度は、基本的には本報告の内容を下敷きとして規定されており、その主要内容は以下のとおりである。

- 電子決済手段等の売買等の仲介業務を意味する「電子決済手段・暗号資産サービス仲介業」の定義その他関連する定義が新設されている。
- 電子決済手段・暗号資産サービス仲介業の参入規制として登録制が採用され、その登録要件や登録

² 本改正法案の概要、内容等については、以下のウェブサイトから閲覧可能である。

<https://www.fsa.go.jp/common/diet/index.html>

³ 暗号資産交換業者に関する内閣府令27条1項各号、電子決済手段等取引業者に関する内閣府令38条1項・3項

手続等が新設されている。

- 金融商品仲介業と同様に特定の電子決済手段等取引業者等のために仲介業務を行う所属制が採用され、これを前提とした規律(例:所属先の電子決済手段等取引業者の損害賠償義務など)が新設されている。
- 電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者には、委託先の指導・情報安全管理・利用者への説明義務・広告規制・利用者財産の預託禁止などの行為規制が新設されている。
- 電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者には、犯収法上の取引時確認義務等は課されない。

2. 「電子決済手段・暗号資産サービス仲介業」

2-1. 「電子決済手段・暗号資産サービス仲介業」の定義

改正資金決済法案では、以下のとおり、「電子決済手段・暗号資産サービス仲介業」の定義が新設される。

<改正資金決済法案 2 条 18 項>

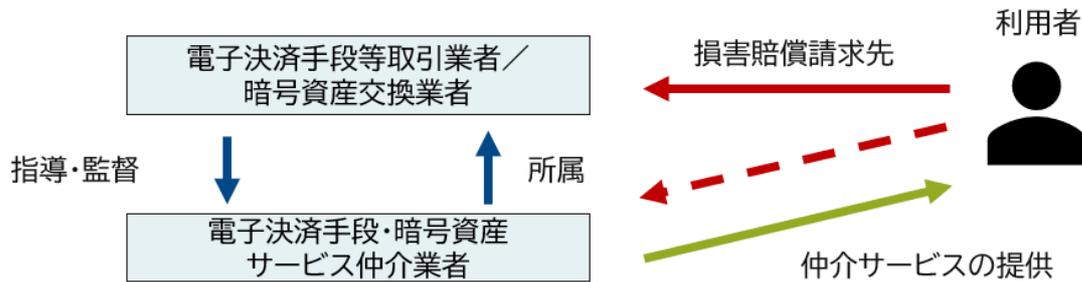
この法律において「電子決済手段・暗号資産サービス仲介業」とは、次に掲げる行為のいずれかを業として行うことをいい、「電子決済手段仲介行為」とは、第 1 号に掲げる行為をいい、「暗号資産仲介行為」とは、第 2 号に掲げる行為をいう。

- 一 電子決済手段等取引業者以外の者が、電子決済手段等取引業者の委託を受けて、電子決済手段の売買又は他の電子決済手段との交換の媒介を当該電子決済手段等取引業者のために行うこと。
- 二 暗号資産交換業者以外の者が、暗号資産交換業者の委託を受けて、暗号資産の売買又は他の暗号資産との交換の媒介を当該暗号資産交換業者のために行うこと。

上記の定義のとおり、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業は1つのライセンスであるものの、その業務の種別として電子決済手段仲介行為と暗号資産仲介行為に区分される。また、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業は、電子決済手段仲介行為であれば電子決済手段等取引業者の委託を受けて、暗号資産仲介行為であれば暗号資産交換業者の委託を受けて、その委託元のために行う行為と定義されており、仲介行為の区分に応じてそれぞれ電子決済手段等取引業者又は暗号資産交換業者に所属することを前提としている(所属制の採用)。

なお、電子決済手段仲介行為において委託元となる電子決済手段等取引業者は「所属電子決済手段等取引業者」(改正資金決済法案 63 条の 22 の 3 第 1 項第 7 号イ)、暗号資産仲介行為において委託元となる暗号資産交換業者は「所属暗号資産交換業者」(同号ロ)とそれぞれ定義され、さらに両者の総称は「所属電子決済手段等取引業者等」と定義される(改正資金決済法 63 条の 22 の 5 第 1 項第 1 号ハ)。

2-2. 所属制



(1) 概要

上記 2-1 のとおり、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業では所属制が採用されており、上図は所属制を表したイメージ図である。

所属制のもとでは、所属電子決済手段等取引業者等は、委託先となる(所属する)電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者を指導・監督することとなるとともに、後記(2)のとおり、原則として、当該電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者が利用者に加えた損害を賠償する必要がある。

また、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者は、所属電子決済手段等取引業者等の商号を利用者に対して明らかにする義務を負い(改正資金決済法案 63 条の 22 の 8 第 1 号)、所属電子決済手段等取引業者等の委託を受けて行う電子決済手段・暗号資産仲介行為以外の電子決済手段等取引業及び暗号資産交換業に該当する行為を行ってはならない(改正資金決済法案 63 条の 22 の 9)。

なお、後述のとおり、所属電子決済手段等取引業者等の商号は、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業に係る登録申請書の記載事項となる(改正資金決済法案 63 条の 22 の 3 第 1 項第 7 号イ・ロ)。

(2) 損害賠償責任の制限

所属電子決済手段等取引業者等は、以下のとおり、原則として、委託先となる(所属する)電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者が仲介行為について利用者に加えた損害を賠償する責任を負う。ただし、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者への委託につき相当の注意をし、かつ、当該損害の発生防止に努めた場合には、当該損害賠償責任を負わないとされる。

なお、当該規定は、利用者が仲介行為を行った電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者に対して損害賠償責任を請求することを否定するものではないと考えられる。

<改正資金決済法案 63 条の 22 の 14>

次の各号に掲げる行為の区分に応じ、当該各号に定める者は、その委託を行った電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者が当該各号に掲げる行為につき利用者に加えた損害を賠償する責任を負う。ただし、当該各号に定める者がその電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者への委託につき相当の注意をし、かつ、その者の行う電子決済手段・暗号資産仲介行為につき利用者に加えた損害の発生防止に努めたときは、この限りでない。

- 一 電子決済手段仲介行為 当該電子決済手段仲介行為を委託した所属電子決済手段等取引業者
- 二 暗号資産仲介行為 当該暗号資産仲介行為を委託した所属暗号資産交換業者

2-3. 「媒介」の定義・解釈

上記 2-1 のとおり、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業の対象となる行為は、電子決済手段等取引業者等の委託を受けて、電子決済手段等の売買等の「媒介」を、当該電子決済手段等取引業者等のために行う行為である。

「媒介」とは、一般に、他人の間に立って、他人を当事者とする法律行為の成立に尽力する事実行為をいう⁴。「媒介」該当性に関しては、明確な判断基準は示されていないため、例えば、金融庁が公表する「事務ガイドライン(第三分冊:金融会社関係) 16. 暗号資産交換業者関係」(以下「暗号資産ガイドライン」という。)⁵や「事務ガイドライン(第三分冊:金融会社関係) 17. 電子決済手段等取引業者関係」、パブリックコメントに対する回答⁵等で示されている考え方を参考に、個別具体的に判断する必要がある。

暗号資産ガイドライン1-1-2-2②で示されている考え方の一例	
「媒介」に至らないと考え得るケース	<ul style="list-style-type: none"> ■ 商品案内チラシ・パンフレット・契約申込書等の単なる配布又は交付若しくは提供(電磁的方法によるものを含む。)を行う場合 ■ 比較サイト等の商品情報の提供を主たる目的としたサービスにおいて暗号資産交換業者から提供を受けた商品案内等のコンテンツを単にウェブサイト上に転載する場合 ■ 勧誘行為をせず、単に顧客を暗号資産交換業者に紹介する場合。なお、「紹介」には、以下の行為を含む。 <ul style="list-style-type: none"> ● 事業者の店舗に暗号資産交換業者が自らを紹介する宣伝媒体を掲示等すること ● 事業者のウェブサイト上等において、当該事業者と暗号資産交換業者の関係又は当該暗号資産交換業者の業務内容について説明を行うこと ● 事業者のウェブサイト上等において、暗号資産交換業者のサイトへの単なるリンクの設定や暗号資産交換業者から提供を受けた商品案内等のコンテンツの転載のみを行い、暗号資産の売買等を内容とする契約の締結に至る交渉や手続は当該暗号資産交換業者と顧客との間で行い、当該契約の締結に当たり当該事業者は関与をもたないこと
「媒介」に該当し得るケース	<ul style="list-style-type: none"> ■ 契約の締結の勧誘、契約の締結の勧誘を目的とした商品説明、契約の締結に向けた条件交渉を行う場合 ■ インターネット上の表示等を用いた上で、特定の者に対して、第三者との契約締結に向けた誘引行為を行う場合 ■ 商品案内チラシ・パンフレット・契約申込書等の単なる配布又は交付若しくは提供を超えて、配布又は交付若しくは提供する資料の記載方法・内容等の説明まで行う場合 ■ 暗号資産交換業者から提供を受けた商品案内等のコンテンツを加工して掲載する場合、自らが推奨する商品のコンテンツを上位に表示されるようなデザインやアルゴリズムの仕組みを設ける場合 ■ 当該事業者のウェブサイト上等において、暗号資産交換業者のサイトへの単なるリンクの設定や暗号資産交換業者から提供を受けた商品案内等のコンテンツの転載とあわせて、当該事業者独自の見解として当該商品等を推奨・説明する場合

4 金融審議会「決済法制及び金融サービス仲介法制に関するワーキング・グループ」報告(2019年12月20日)22頁
https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20191220/houkoku.pdf

5 例えば、2024年9月6日付け金融庁「事務ガイドライン(第三分冊:金融会社関係)」の一部改正(案)の公表に対するパブリックコメントの結果等について」(別紙1)
<https://www.fsa.go.jp/news/r6/sonota/20240830-2/01.pdf>

電子決済手段・暗号資産サービス仲介業の創設によって、上記「媒介」の考え方が変わることは想定されておらず、今後も現状の考え方を踏まえて「媒介」該当性を判断していくことになると思われる。

3. 参入規制

3-1. 登録制

登録を受けた者(=電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者)は、以下のとおり、電子決済手段等取引業等の登録を受けることなく、所属電子決済手段等取引業者等のために電子決済手段等の売買等の媒介行為を行うことができる。

<改正資金決済法案2条19項>

この法律において「電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者」とは、第63条の22の2の登録を受けた者をいう。

<改正資金決済法案 63 条の 22 の 2>

内閣総理大臣の登録を受けた者は、第 62 条の 3 及び第 63 条の 2 の規定にかかわらず、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業を営むことができる。

電子決済手段・暗号資産サービス仲介業に係る登録申請書の記載事項と登録拒否事由の概要はそれぞれ下表のとおりである。

登録申請書記載事項(改正資金決済法案 63 条の 22 の 3 第 1 項各号)	
1号	商号、名称又は氏名及び住所
2号	法人にあっては、その役員(外国法人にあっては、外国の法令上これと同様に扱われている者及び国内における代表者を含む。)の氏名又は名称
3号	電子決済手段・暗号資産サービス仲介業に係る営業所又は事務所の名称及び所在地
4号	法人にあっては、資本金又は出資の額
5号	電子決済手段・暗号資産サービス仲介業の業務の種別(改正資金決済法案 2 条 18 項各号に掲げる行為に係る業務の種別をいう。)
6号	次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項 イ 電子決済手段仲介行為を行う場合 取り扱う電子決済手段の名称並びに当該電子決済手段を発行する者の商号又は名称及び住所 ロ 暗号資産仲介行為を行う場合 取り扱う暗号資産の名称
	次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項 イ 電子決済手段仲介行為を行う場合 所属電子決済手段等取引業者の商号 ロ 暗号資産仲介行為を行う場合 所属暗号資産交換業者の商号
7号	電子決済手段・暗号資産サービス仲介業の内容及び方法
8号	電子決済手段・暗号資産サービス仲介業の一部を第三者に委託する場合にあっては、当該委託に係る業務の内容及びにその委託先の氏名又は商号若しくは名称及び住所
9号	他に事業を行っているときは、その事業の種類
10号	その他内閣府令で定める事項
11号	

上表の事項を記載した登録申請書には、第 63 条の 22 の 5 第 1 項各号に該当しないことを誓約する書面、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業を適正かつ確実に遂行する体制の整備に関する事項を記載した書類その他の内閣府令で定める書類を添付する必要がある。

登録拒否事由(改正資金決済法案 63 条の 22 の 5 第 1 項各号)	
1 号	<p>次のいずれかに該当する者</p> <p>イ 電子決済手段・暗号資産サービス仲介業を適正かつ確実に遂行する体制の整備が行われていない者</p> <p>ロ 改正資金決済法案第 3 章の 4(電子決済手段・暗号資産サービス仲介業)の規定を遵守するために必要な体制の整備が行われていない者</p> <p>ハ 登録申請者の所属電子決済手段等取引業者等が認定資金決済事業者協会に加入していない者</p> <p>ニ 電子決済手段等取引業者、暗号資産交換業者若しくは他の電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者が現に用いている商号若しくは名称と同一の商号若しくは名称又はこれらの者と誤認されるおそれのある商号若しくは名称を用いようとする者</p> <p>ホ 電子決済手段等取引業者、暗号資産交換業者若しくは電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の登録を取り消され、又は資金決済法若しくは銀行法等に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録、許可若しくは免許(当該登録、許可又は免許に類するその他の行政処分を含む。)を取り消され、その取消の日から 5 年を経過しない者</p> <p>ヘ 資金決済法 62 条の 8 第 3 項に基づく届出により電子決済手段等取引業を営んでいる銀行又は資金移動業者が、電子決済手段等取引業の廃止の命令を受け、又は資金決済法若しくは銀行法等に相当する外国の法令の規定による電子決済手段等取引業と同種類の業務の廃止の命令を受け、これらの命令の日から 5 年を経過しない者</p> <p>ト 資金決済法等の法令の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者</p> <p>チ 他に行う事業が公益に反すると認められる者</p>
2 号	<p>法人である場合にあっては、次のいずれかに該当する者</p> <p>イ 外国法人であって国内における代表者(国内に住所を有するものに限る。)を定めていない者</p> <p>ロ 役員のうち所定の欠格事由(例:心身の故障のために職務を適正に執行できない者として内閣府令で定める者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者など)のいずれかに該当する者のある者</p>
3 号	<p>個人である場合にあっては、次のいずれかに該当する者</p> <p>イ 外国に住所を有する個人であって国内における代理人を定めていない者</p> <p>ロ 所定の欠格事由のいずれかに該当する者</p> <p>ハ 電子決済手段・暗号資産サービス仲介業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合にあっては、その役員を含む。)が所定の欠格事由のいずれかに該当する者</p>

登録申請書の記載事項と登録拒否事由によると、登録の主体は法人に限られず、個人であっても電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者として登録を受けることは可能である。そのため、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業においても、金融商品仲介業における IFA(Independent Financial Advisor)のようなビジネスモデルも想定される。また、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者に対しては、電子決済手段等取

引業者等に課される財務規制⁶は課されていない。

3-2. 変更登録等

電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者は、登録申請書の記載事項のうち、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業の業務の種別を変更(新たな種別の業務を行おうとすることによるものに限る。)をしようとするときは、内閣総理大臣の変更登録を受ける必要がある(改正資金決済法案 63 条の 22 の 6 第 1 項)。

また、登録申請書の記載事項のうち、①取り扱う電子決済手段の名称並びに当該電子決済手段を発行する者の商号又は名称及び住所／取り扱う暗号資産の名称、②所属電子決済手段等取引業者の商号／所属暗号資産交換業者の商号、③電子決済手段・暗号資産サービス仲介業の内容及び方法、のいずれかを変更しようとするとき(電子決済手段・暗号資産サービス仲介業の利用者の保護に欠け、又は電子決済手段・暗号資産サービス仲介業の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれが少ない場合として内閣府令で定める場合を除く。)は、あらかじめ、その旨を内閣総理大臣に届け出る必要がある(改正資金決済法案 63 条の 22 の 6 第 3 項)。

上記以外の登録申請書の記載事項のいずれかに変更があったときは、原則、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出ることで足りる(改正資金決済法案 63 条の 22 の 6 第 4 項)。

4. 行為規制

電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者に課される行為規制の概要は以下のとおりである。

項目	行為規制の概要
名義貸しの禁止 (改正資金決済法案 63 条の 22 の 7)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 自己の名義をもって、他人に電子決済手段・暗号資産サービス仲介業を行わせてはならない。
商号等の明示 (改正資金決済法案 63 条の 22 の 8)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 電子決済手段・暗号資産仲介行為を行おうとするときは、あらかじめ、利用者に対し、①所属電子決済手段等取引業者等の商号、②所属電子決済手段等取引業者等の代理権がない旨、③金銭等の預託禁止の趣旨、④その他内閣府令で定める事項を明らかにしなければならない。
電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者に係る制限 (改正資金決済法案 63 条の 22 の 9)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 電子決済手段・暗号資産サービス仲介業の利用者を相手方とし、所属電子決済手段等取引業者等の委託を受けて行う電子決済手段・暗号資産仲介行為以外の電子決済手段等取引業及び暗号資産交換業に該当する行為(①当該電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者が電子決済手段等取引業者である場合に行う電子決済手段等取引業に該当する行為、及び②当該電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者が暗号資産交換業者である場合に行う暗号資産交換業に該当する行為を除く。)をしてはならない。
情報の安全管理 (改正資金決済法案 63 条の 22 の 10)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 電子決済手段・暗号資産サービス仲介業に係る情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の安全管理のために必要な措置を講じなければならない。詳細は内閣府令に委任。

⁶ 暗号資産交換業者に関する内閣府令 9 条 1 項各号、電子決済手段等取引業者に関する内閣府令 12 条各号

<p>委託先に対する指導 (改正資金決済法案 63 条の 22 の 11)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 電子決済手段・暗号資産サービス仲介業の一部を第三者に委託(2 以上の段階にわたる委託を含む。)をした場合には、当該委託に係る業務の委託先に対する指導その他の当該業務の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な措置を講じなければならない。詳細は内閣府令に委任。
<p>利用者の保護等に関する措置 (改正資金決済法案 63 条の 22 の 12)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 電子決済手段仲介行為を行う場合、①電子決済手段仲介行為に係る業務と銀行等、資金移動業者又は特定信託会社が行う業務との誤認を防止するための説明、②電子決済手段の内容、手数料その他の電子決済手段仲介行為に係る業務に係る契約の内容についての情報の提供、③その他の電子決済手段仲介行為に係る業務の利用者の保護を図り、及び電子決済手段仲介行為に係る業務の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な措置を講じなければならない。詳細は内閣府令に委任。 ■ 暗号資産仲介行為に係る業務を行う場合、①暗号資産の性質に関する説明、②手数料その他の暗号資産仲介行為に係る業務に係る契約の内容についての情報の提供、③その他の暗号資産仲介行為に係る業務の利用者の保護を図り、及び暗号資産仲介行為に係る業務の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な措置を講じなければならない。詳細は内閣府令に委任。 ■ 暗号資産仲介行為に係る業務の利用者に信用を供与して暗号資産仲介行為を行ってはならない。
<p>金銭等の預託の禁止 (改正資金決済法案 63 条の 22 の 13)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 電子決済手段・暗号資産サービス仲介業に関して、利用者から金銭等の預託を受け、又は当該電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者と密接な関係を有する者として政令で定める者に利用者の金銭等その他の財産を預託させてはならない。
<p>金融商品取引法の準用 (改正資金決済法案 63 条の 22 の 15 第 1 項)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 特定電子決済手段等取引契約⁷に係る電子決済手段仲介行為に係る業務を行う電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者について、金融商品取引法の規制を準用する。
<p>資金決済法の準用 (改正資金決済法案 63 条の 22 の 15 第 2 項)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 暗号資産仲介行為を行う電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者について、資金決済法の規制を準用する。
<p>帳簿書類 (改正資金決済法案 63 条の 22 の 16)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 電子決済手段・暗号資産サービス仲介業に関する帳簿書類を作成し、これを保存しなければならない。詳細は内閣府令に委任。
<p>報告書 (改正資金決済法案 63 条の 22 の 17)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 事業年度ごとに、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業に関する報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。詳細は内閣府令に委任。

改正資金決済法案 63 条の 22 の 15 第 1 項及び第 2 項で規定に基づき、①特定電子決済手段等取引契約に係る電子決済手段仲介行為に係る業務を行う電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者に準用される金

⁷ 外国通貨で表示される電子決済手段(例:USDC など)に係る電子決済手段関連業務(電子決済手段の売買・交換、媒介・取次ぎ・代理、管理を行うこと)を内容とする契約を意味する(資金決済法 62 条の 17 第 1 項、電子決済手段等取引業者に関する内閣府令 43 条各号)。

融商品取引法(以下「準用金融商品取引法」という。)と②暗号資産仲介行為に係る業務を行う電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者に準用される資金決済法(以下「準用資金決済法」という。)の規制の概要はそれぞれ下表のとおりである。

準用金融商品取引法	規制の概要
37条(広告等の規制)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 電子決済手段仲介行為に係る業務の内容について広告等を行うときは、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を表示しなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> (i) 電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の商号、名称又は氏名 (ii) 電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者である旨及び登録番号 (iii) その他政令で定める事項 ■ 電子決済手段仲介行為に係る業務に関して広告等を行うときは、特定電子決済手段等取引契約の締結を行うことによる利益の見込み等について、著しく事実に相違する表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示をしてはならない。
37条の3第1項及び第2項(契約締結前の情報の提供等)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 特定電子決済手段等取引契約の締結の媒介を行うときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、利用者に対し、次に掲げる事項に係る情報を提供しなければならない。ただし、内閣府令で定める場合は、この限りでない。 <ul style="list-style-type: none"> (i) 電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者及びその所属電子決済手段等取引業者の商号、名称又は氏名及び住所 (ii) 電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者である旨及び登録番号 (iii) 当該特定電子決済手段等取引契約の概要 (iv) 手数料、報酬その他の当該特定電子決済手段等取引契約に関して利用者が支払うべき対価に関する事項等 (v) 利用者が締結する特定電子決済手段等取引契約について通貨の価格等に係る変動により損失が生ずることとなるおそれがあるときは、その旨 (vi) 上記損失の額が内閣府令で定めるものの額を上回るおそれがあるときは、その旨 (vii) その他内閣府令で定める事項 ■ 上記規定による情報の提供を行うときは、利用者に対し、上記規定に掲げる各事項(上記(v)及び(vi)に掲げる事項その他内閣府令で定める事項を除く。)について、利用者の知識、経験、財産の状況及び当該特定電子決済手段等取引契約を締結しようとする目的に照らして、当該利用者に理解されるために必要な方法及び程度により、説明をしなければならない。ただし、内閣府令で定める場合は、この限りでない。
37条の4(契約締結時等の情報の提供)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 特定電子決済手段等取引契約が成立したときその他内閣府令で定めるときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、利用者に対し、当該特定電子決済手段等取引契約に関する事項その他内閣府令で定める事項に係る情報を提供しなければならない。ただし、内閣府令で定める場合は、この限りでない。
37条の6第3項及び第4項	<ul style="list-style-type: none"> ■ 利用者からの申出による特定電子決済手段等取引契約の解除に伴い

<p>本文 (書面等による解除)</p>	<p>所属電子決済手段等取引業者に損害賠償その他の金銭の支払をした場合において、当該支払に伴う損害賠償その他の金銭の支払を、解除をした者に対し、請求することができない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 利用者からの申出による特定電子決済手段等取引契約の解除があった場合において、当該特定電子決済手段等取引契約に係る対価の前払を受けているときは、これを利用者に返還しなければならない。
<p>38条(7号及び8号を除く) (禁止行為)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者又はその役員若しくは使用人は、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、下記(iv)から(vi)までに掲げる行為にあっては、内閣府令で定めるものを除く。 <ul style="list-style-type: none"> (i) 特定電子決済手段等取引契約の締結の媒介又は勧誘に関して、利用者に対し虚偽のことを告げる行為 (ii) 利用者に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤解させるおそれのあることを告げて特定電子決済手段等取引契約の締結の勧誘をする行為 (iii) 利用者に対し、信用格付業者以外の信用格付業を行う者の付与した信用格付(内閣府令で定めるものを除く。)について、当該信用格付を付与した者が66条の27の登録を受けていない者である旨及び当該登録の意義その他内閣府令で定める事項を告げることなく提供して、特定電子決済手段等取引契約の締結の勧誘をする行為 (iv) 特定電子決済手段等取引契約(政令で定めるものに限る。)の締結の勧誘の要請をしていない利用者に対し、訪問し又は電話をかけて、特定電子決済手段等取引契約の締結の勧誘をする行為 (v) 特定電子決済手段等取引契約(政令で定めるものに限る。)の締結につき、その勧誘に先立って、利用者に対し、その勧誘を受ける意思の有無を確認することをしないで勧誘をする行為 (vi) 特定電子決済手段等取引契約(政令で定めるものに限る。)の締結の勧誘を受けた利用者が当該特定電子決済手段等取引契約を締結しない旨の意思(当該勧誘を引き続き受けたいことを希望しない旨の意思を含む。)を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続する行為 (vii) その他内閣府令で定める行為
<p>40条 (適合性の原則等)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 業務の運営の状況が次の各号のいずれかに該当することのないように、その業務を行わなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> ● 特定電子決済手段等取引契約の締結について、利用者の知識、経験、財産の状況及び特定電子決済手段等取引契約を締結する目的に照らして不相当と認められる勧誘を行って利用者の保護に欠けることとなっており、又は欠けることとなるおそれがあること ● 前号に掲げるもののほか、内閣府令で定める状況にあること

<p>準用資金決済法</p>	<p>規制の概要</p>
<p>63条の9の2 (暗号資産交換業の広告)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 暗号資産仲介行為に係る業務に関して広告をするときは、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を表示しなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> ● 電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の商号、名称又は氏名

	<ul style="list-style-type: none"> ● 電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者である旨及びその登録番号 ● 暗号資産は本邦通貨又は外国通貨ではないこと ● その他内閣府令で定めるもの
<p>63条の9の3 (禁止行為)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者又はその役員若しくは使用人は、次に掲げる行為をしてはならない。 <ul style="list-style-type: none"> ● 暗号資産仲介行為に係る業務の利用者を相手方として所属暗号資産交換業者との間の当該所属暗号資産交換業者が暗号資産交換契約の締結の媒介又は勧誘をするに際し、虚偽の表示をし、又は暗号資産の性質等についてその相手方を誤認させるような表示をする行為 ● その行う暗号資産仲介行為に係る業務に関して広告をするに際し、虚偽の表示をし、又は暗号資産の性質等について人を誤認させるような表示をする行為 ● 暗号資産交換契約の締結の媒介等をするに際し、又はその行う暗号資産仲介行為に係る業務に関して広告をするに際し、支払手段として利用する目的ではなく、専ら利益を図る目的で暗号資産の売買又は他の暗号資産との交換を行うことを助長するような表示をする行為 ● その他内閣府令で定める行為

上表の内容は、いずれも改正資金決済法案を踏まえ想定される読み替え後の規制の概要を記載したものである。今後、政令で必要な技術的読み替えが行われ、また、政令・内閣府令等で規制の詳細が規定される予定であるため、当該政令・内閣府令等を踏まえて改めて読み替え後の規制内容を把握する必要がある。

以上

-
-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。

 - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。
 - 弁護士 河合 健 (ken.kawai@amt-law.com)
 - 弁護士 長瀬 威志 (takeshi.nagase@amt-law.com)
 - 弁護士 福井 崇人 (takato.fukui@amt-law.com)
 - 弁護士 片山 智晶 (tomoaki.katayama@amt-law.com)
 - 弁護士 福山 和貴 (kazuki.fukuyama@amt-law.com)

 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。

 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。